

平成 29 年 2 月 9 日

水素インフラ規格基準委員会 委員各位

一般財団法人石油エネルギー技術センター
自動車・新燃料部

JPEC -S 0003 (2016) 正誤表 (案) の書面投票について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 28 年 3 月 4 日に制定されました「圧縮水素充填技術基準(圧縮水素スタンド関係)」JPEC-S0003 (2016)について、新しく運用開始された高圧ガス保安協会のファスト・トラック制度を活用しバス用充填基準 (JPEC-S 0003 (2016) 付属書 I) の承認と公開の準備を進めております。

このため、高圧ガス保安協会への申請前に、JPEC-S0003 (2016)に見つかりました誤記修正を行なった後に申請を行おうと考えております。

内容は添付資料の通り極めて軽微な修正ですので、正誤表記載の修正について、第 1 回充填関係基準分科会を書面開催及び書面投票を実施致しました。その結果、正誤表案は、全員賛成により充填関係基準分科会において可決されました。

つきましては、親委員会である水素インフラ規格基準委員会にお諮り致しますので「賛成」、「コメント付賛成」又は「反対」の投票をお願い致します。尚「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きますようお願い致します。

なお、名取委員及び近藤委員は、充填関係基準分科会の委員を兼務されておりますので、規定により本委員会での投票権はありませんので、ご承知おきください。

記

1. 書面投票の議案

JPEC -S 0003 (2016) 正誤表 (案) の承認

2. 投票

投票締切日 平成 29 年 2 月 17 日(金)

投票要領 投票用紙を参照願います。

3. 添付資料

①投票用紙 議案名：JPEC -S 0003 (2016) 正誤表 (案) の承認

②添付資料 1 JPEC -S 0003 (2016) 正誤表 (案)

以上

圧縮水素充填技術基準（圧縮水素スタンド関係）
 JPEC-S 0003（2016）平成 28 年 3 月 4 日 改定
 一般財団法人石油エネルギー技術センター

正誤表

頁	行	正	誤
1	上から 3, 4	<p>1. 目的及び本資料の位置づけ</p> <p>本資料は、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 7 条の 3 及び同コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第 7 条の 3 に規定される圧縮水素スタンドにおける安全かつ効率的な充填を実施するための具体的かつ包括的な基準を提示するものである。本資料の一部の規定は、充填における安全性を担保するため、以下に示す規則関係条項及び例示基準において、適宜引用されている。</p> <p>本資料の規定に関連する規則関係条項及び例示基準</p> <p>一般則関係：</p> <p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 5 5 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 5 9 の 4</p> <p>コンビ則関係：</p>	<p>1. 目的及び本資料の位置づけ</p> <p>本資料は、一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。）第 7 条の 3 及び同コンビナート等保安規則（以下「コンビ則」という。）第 7 条の 3 に規定される圧縮水素スタンド（<u>一般則第 8 条の 2 に規定される移動式圧縮水素スタンドを含む。</u>）における安全かつ効率的な充填を実施するための具体的かつ包括的な基準を提示するものである。本資料の一部の規定は、充填における安全性を担保するため、以下に示す規則関係条項及び例示基準において、適宜引用されている。</p> <p>本資料の規定に関連する規則関係条項及び例示基準</p> <p>一般則関係：</p> <p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 5 5 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 5 9 の 4</p>

添付資料 1

		<p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 6 2 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 6 6 の 4</p> <p>したがって、圧縮水素スタンドの機器の製造及び設置並びに車両への充填を行う場合には、上記の規則関係条項、例示基準及び本資料の規定を遵守する必要がある。</p>	<p>コンビ則関係 :</p> <p>第 7 条の 3 第 1 項第 5 号・第 1 1 号・第 2 項第 8 号・第 2 8 号、例示基準 6 2 の 2</p> <p>第 7 条の 3 第 3 項第 4 号、例示基準 6 6 の 4</p> <p>したがって、圧縮水素スタンドの機器の製造及び設置並びに車両への充填を行う場合には、上記の規則関係条項、例示基準及び本資料の規定を遵守する必要がある。</p>
7	上から 11	満足し <u>つ</u> つ、	満足し <u>し</u> つつ、
48	下から 8	P1b	Pub
50	上から 6 式中	APRRnew-t <u>EF</u>	APRRnew-t <u>FB</u>
53	付表 1	5. 1, <u> 5. 3</u>	5. 1_ <u>5. 3</u>
53	付表 1	5. 2, <u> 5. 3</u>	5. 2_ <u>5. 3</u>
53	付表 2 タイトル	付表 2 JPEC-S 0003 (<u>2016</u>)	付表 2 JPEC-S 0003 (<u>2015</u>)
54	上から 5	そのために <u>水素供給</u>	そのための <u>水素供給</u>

下線部が訂正箇所

訂正理由 :

1. 一般高圧ガス保安規則第 8 条の 2 は、第 7 条の 3 第 1 項第 5 号、第 11 号及び第 3 項第 4 号を準用しており、今後の省令改正等への対応を考慮し、引用規則の例示は必要最小限にすることが望ましいと考え、『(一般則第 8 条の 2 に規定される移動式圧縮水素スタンドを含む。)』の説明を削除する。なお、平成 28 年 2 月 26 日の改正により一般則第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 も第 8 条の 2 と同様に準用することとなっている。
2. その他の訂正は、単純な誤記訂正である。